

## 中国出願における審査の早期化に有効な措置

2013年06月24日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

中国特許プラクティスには、早期審査や優先審査のような制度はありませんが、中国特許出願において審査を加速することに関連する規定はあります。たとえば、中国特許法第35条は、「国务院專利行政部門（中国特許庁、SIPO）は必要と認める場合、自ら実体審査をすることができる」旨、規定しています。中国特許法第34条には、「出願人の請求により国务院專利行政部門はその出願を繰り上げて公開することができる」旨、規定されています。

また、審査指南第2部分第8章第3.4.2節には、以下のように規定されています。

- (1) 国家の利益あるいは公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人あるいはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。
- (2) 専利局が自ら実体審査を開始した出願は、優先的に処理することができる。
- (3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。

しかしながら、中国特許法第35条に基づく事例は確認されていないようです。また、審査指南に規定される優先的な処理も、一般的な案件に利用される可能性はないようです。

ところで、中国の特許出願統計によれば、**出願から査定までに平均約3年～4年**の年月が必要です。しかも、近年の中国特許出願件数の著しい増加を考えれば、査定までに要する時間はより長くなる傾向にあると考えます。

上記事情に鑑み、中国特許出願において、少しでも実体審査を促進させることは出願人にとって重要関心事です。以下に、実体審査促進のための有効な措置について説明します。

### 【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK  
外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）  
外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）  
TEL：06-6351-4384（代表）  
E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

#### 【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.